

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名		電波利用環境の整備(移動鉄塔)			担当部局名	総合通信基盤局 移動通信課			
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)		世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への貢献の状況を示す「過疎地等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数」の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画-2003に基づくものである。							
主な指標の状況		主な指標等		目標値	目標年度	15年度	16年度		
		・移動通信様鉄塔施設整備事業 携帯電話が新たに利用可能となった人口	10万人 (H15~H17の累計)	17年度末	37,529人 (暫定値)	24,241人 (暫定値)			
		・電波遮へい対策事業 高速トンネル及び直轄国道トンネル、地下駅並びに地下街の全体の整備率	90% (H17年度末における全体の整備率)	17年度末	81.4%	84.7%			
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名				14年度	15年度	16年度	
		移動通信信用鉄塔施設整備事業	携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が移動通信信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の一部を補助する。	2,075百万円 (59件)	1,800百万円 (59件)	2,032百万円 (65件)			
	電波遮へい対策事業	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域において、移動通信用中継施設を設置して携帯電話等を利用可能にするなど、電波の適正な利用を確保するため、移動通信用中継施設の整備を行う公益法人に対して、国がその設置費用の一部を補助する。	2,558百万円 (83件)	1,289百万円 (56件)	1,986百万円 (73件)				
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要						
			該当なし						
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要						
		該当なし							
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況) 本事業の継続的な実施によりエリア整備が進んできているが、依然としてエリア外地域及びトンネル等により無線局又は、無線設備との間の電波が遮へいされることにより移動通信が行えない箇所が多く残存しており、取組の一層の推進が必要。						予	制	情
本施策に関する専門家の意見等	「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方について」(平成15年3月携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方に関する調査研究会)を目標設定に活用。						予	制	情
本施策に関する主な資料	「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方について」(平成15年3月～) (HP: http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030310_2.html)								

電波遮へい対策事業に関する政策評価

政策所管部局課室名 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

評価年月 平成17年8月

1 業等 事務・事	電波遮へい対策
2 事務・事業の背景等	<p>(1) 背景等</p> <p>今日、電波の利用は国民生活の隅々まで行き渡り、日常生活に不可欠なものになっている。特に広範な利用エリアを有する携帯電話は、災害時や非常時における通信手段として重要な役割を果たしており、高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話サービスが利用できない空間については、道路利用者の利便性の向上等、国民生活の高度化・多様化に対応するための対策の必要性が極めて高い。</p> <p>電波が遮へいされることにより無線通信を行うことが出来なくなる状態は、電波の持つ特有の性質からすべての無線局に生じ得るものである。このため、こうした問題への対策は、一部の無線局のみが受益を受けるものではなく、無線局全体の受益となるものであるため、移動通信基地局用施設の整備を行う公益法人に対して、国がその設置経費の一部を補助することとした。</p> <p>なお、高速道路トンネル等閉塞地域における移動通信基地局用施設の整備については、平成5年度から平成10年度まで、電気通信格差是正事業の移動通信用鉄塔施設整備事業により実施していた。</p> <p>(2) 根拠法令</p> <p>電波法第103条の2第2項</p> <p>(3) 関係公益法人</p> <p>(社) 道路トンネル情報通信基盤整備協会</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 手法及びその結果</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">政策評価の観点及び政策効果の把握の</p>	<p>(1) 政策評価の観点</p> <p>本政策（事業）の必要性を検証するとともに、「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方について」（平成 15 年 3 月 携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方に関する調査研究会報告書）における「高速道路トンネル及び直轄国道トンネル、地下駅並びに地下街について、平成 17 年度末までの可能な限り早い時期に整備率を全体として 90%以上とすることを旨とする」との整備目標を分析し、事業の有効性について検証した。</p> <p>(2) 政策効果の把握の手法</p> <p>平成 15 年度・16 年度の各年度末時点における、高速道路トンネル、直轄国道トンネル、地下駅並びに地下街の総数及び携帯電話使用可能数を調査し、携帯電話を使用可能な割合がどのように推移してきたかについて分析した。</p> <p>(3) その結果</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 15 年度末時点</td> <td style="text-align: right;">: 82.4%</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年度末時点</td> <td style="text-align: right;">: 85.5%</td> </tr> </table>	平成 15 年度末時点	: 82.4%	平成 16 年度末時点	: 85.5%
平成 15 年度末時点	: 82.4%				
平成 16 年度末時点	: 85.5%				
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4 政策評価の結果</p>	<p>(1) 必要性、効率性又は有効性の観点からの評価</p> <p>○必要性</p> <p>今日、電波の利用は国民生活の隅々まで行き渡り、日常生活に不可欠なものになっている。特に広範な利用エリアを有する携帯電話等は、災害時や非常時における通信手段としても重要な役割を果たしており、トンネル等において地上からの電波が遮へいされることにより携帯電話が利用できない場合における対策の必要性は極めて高い。</p> <p>○効率性</p> <p>本事業については、電波法の規定に基づき、電波の適正な利用を確保するため、電波に関するノウハウを有し、確実かつ適正に当該事業を実施することができる（社）道路トンネル情報通信基盤整備協会に業務を委託しているが、同協会において事業を行うことにより、一つの施設を複数の携帯電話事業者と同時に使用させることが可能であるなど、効率的な実施が可能である。</p> <p>○有効性</p> <p>平成 15 年の研究会における整備目標の達成時点である平成 17 年度末が到来していないが、平成 15 年度・16 年度の各年度末における整備率は上記のとおり一定の伸びを示してきており、携帯電話を利用可能な閉塞空間は着実に増加しているため、有効性は高いと認められる。</p> <p>(2) その他の観点からの評価</p> <p>平成 15 年の研究会においては、「道路トンネルについては、電波の伝搬特性の関係上、一般的には全長 500m 以上のトンネルについて電波遮へい対策の必要がある」とされているが、（社）道路トンネル情報通信基盤整備協会においても、全長 500m 以上のトンネルについて優先的に対策してきた。</p>				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5 学識経験を有する者の知 見の活用に関する事項</p>	<p>「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方について」（平成15年3月 携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方に関する調査研究会 報告書）における議論を参考とした。</p> <p>上記研究会において、有識者より、</p> <p>「過疎地域等については地方公共団体等の協力の必要性について記載されているが、これと同様に、電波遮へい対策においても鉄道事業者や道路管理者等の協力が必要であるとの記載が必要ではないか。」</p> <p>との意見を受け記載を修正し、鉄道事業者や道路管理者等の協力を得た結果、地下駅の整備率については平成16年度末時点において88.9%とほぼ目標を達成している。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">6 評価に使用した資料等</p>	<p>「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方について」（平成15年3月） （HP：http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030310_2.html） （社）道路トンネル情報通信基盤整備協会ホームページ （HP：http://www.jmcia.or.jp/）</p>

※公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日 閣議決定）に基づく評価。